

緊急時対応専門調査会に当面調査審議を求める事項（案）

食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（平成16年1月16日閣議決定）第4の4において、「緊急事態の発生に備えて、委員会及びリスク管理機関は、相互に連携して、緊急時における国の対処の在り方等に関するマニュアル（以下「緊急時対応マニュアル」という。）を作成し、公表するとともに、主要な危害要因等については、個別に、緊急時対応マニュアルを作成し、公表する」こととされている。

また、平成16年度食品安全委員会運営計画（平成16年4月1日食品安全委員会決定）第2の1④において、緊急時対応専門調査会が「危害要因別の個別マニュアルの検討」（6～7月ごろ以降）を行うことが掲げられている。

これらの規定等に基づき、緊急時対応専門調査会に対し、当面、以下の事項について調査審議を求める。

- ・ 危害要因別緊急時対応マニュアル案の検討・取りまとめ（危害要因の選定を含む。）

(参考)

食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（抜粋）

（平成16年1月16日閣議決定）

第4 緊急の事態への対処等に関する体制の整備等（法第14条関係）

4 緊急時対応の方法及び緊急時対応マニュアルの作成

緊急事態の発生に備えて、委員会及びリスク管理機関は、相互に連携して、緊急時における国の対処の在り方等に関するマニュアル（以下「緊急時対応マニュアル」という。）を作成し、公表するとともに、主要な危害要因等については、個別に、緊急時対応マニュアルを作成し、公表する。

平成16年度食品安全委員会運営計画（抜粋）

（平成16年4月1日内閣府食品安全委員会決定）

第2 委員会の運営全般

1 会議の開催

④ 緊急時対応専門調査会の開催

- ・ 危害要因別の個別マニュアルの検討（6～7月ごろ以降）

第5 緊急の事態への対処

3 危害要因別の個別マニュアルの策定（6～7月ごろ以降）

食品安全関係府省緊急時対応基本要綱（仮称）の策定後、基本的事項に基づき、緊急の事態の発生の原因となり得る主要な危害要因ごとの個別マニュアルを策定する。

具体的には、緊急時対応専門調査会において、6～7月ごろに、個別マニュアルを策定すべき危害要因の特定及び優先順位付けを行い、その後、順次、当該危害要因ごとに個別マニュアルについて検討し、委員会において審議した上で、委員会及びリスク管理機関が相互に連携して策定し、公表する。